

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から53年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間当時、私は、専門学校で学生で住所をA市に置いたままB市の伯母の所に下宿していたが、20歳になる昭和52年*月ごろ、A市役所に勤務していた兄が同市役所において国民年金の加入手続を行ってくれた。また、私の保険料は、父がA市農業協同組合C支店（現在は、D農業協同組合C支店）において納付書により納付していたか、口座振替で納付していたかは、口座振替で納付していたはずである。

私は婚姻した際に、両親から「国民年金に加入してあるから。」と年金手帳を渡されており、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になる昭和52年*月ごろにその兄が国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、事実、申立人の所持する年金手帳及び国民年金受付処理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年*月ごろに「強制」の被保険者種別で払い出されたことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿において「欠番」と表示されており、払出し後に取り消されたことが確認できるが、その時期は記録されておらず、当該記号番号が取り消される前に申立期間の納付書が発行された可能性は否定できない。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金の強制加入被保険者であり、国民年金手帳記号番号が取り消される合理的理由が見当たらないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立期間は4か月と短期間である上、申立人の保険料を納付したとするその父は、国民年金制度の発足当初から国民年金に加入し、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められることから、納付意識の高い申立人の父が、申立人の申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月、55年5月、同年11月、56年5月、同年11月、57年3月及び同年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年11月
② 昭和55年5月
③ 昭和55年11月
④ 昭和56年5月
⑤ 昭和56年11月
⑥ 昭和57年3月
⑦ 昭和57年8月から同年12月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は申立期間前後、県庁に日々雇用として勤務していた。勤務形態は5か月間の雇用後、1か月空けて翌月から再雇用されるということになっていたため、必ず、A村役場（現在は、B市C区役所D出張所）に出向いて申立期間①から⑥までの保険料を納付していた。保険料額は忘れてしまい、領収書も現在は所持していない。

また、申立期間⑦の保険料は、義父が農協口座から振替で納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①から⑥までの1か月分の保険料は毎回、自分自身でA村役場に納付しており、申立期間⑦の保険料は、義父が農協口座から振替で納付してくれていた。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金受付処理簿により、昭和54年*月*日を資格取得日として同年*月

28日に払い出されていることが確認できるが、特殊台帳及びA村役場作成の国民年金被保険者名簿（旧名簿）により、同年6月1日に厚生年金保険の加入に伴い国民年金被保険者資格を喪失し、58年1月1日に同資格を再取得したことが確認できることから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと考えられる。

また、A村役場の国民年金被保険者名簿（新名簿）により、申立期間の国民年金の再加入記録が記載されたのは、平成元年以降であることが確認できるとともに、オンライン記録の同記載は21年3月3日に一括訂正、追加されたことにより、申立期間が未加入期間から未納期間となったことが確認でき、上記の特殊台帳及びA村役場作成の国民年金被保険者名簿（旧名簿）の記載と考えると、申立期間当時は納付書が発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①から⑦までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から46年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、当時、実家を離れてA県内の大学に通っていたが、母から「お父さんがあなたの将来を考え、私にあなたの国民年金加入手続を行わせた。保険料についても、私が家族の分をまとめてB村役場（現在は、C市役所D支所）において納めていた。」と聞いている。

当時同居していた私の両親及び姉は、申立期間の保険料が納付済みとなっており、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、高齢のため証言ができず、その父も既に亡くなっているため、申立期間当時両親と同居していた申立人の姉に聴取したが、支払い等は母にすべて任せていたとして、申立人の保険料納付状況等について具体的な証言は得られなかった。

また、申立人は、申立期間当時、実家を離れA県内の大学に通っていたが、20歳を迎えたころにその母から、申立人に係る国民年金の加入手続を行った旨の連絡があったと主張するところ、その当時の申立人の住所は、戸籍の附票によりA県E市にあったことが確認できることから、実家のあるB村において申立人の加入手続を行うことはできない上、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を見た記憶も無いとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、大

学を卒業し実家に戻った後の昭和 46 年 8 月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点において、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付することができない上、申立人は、その母から保険料をまとめて納付した事実も聞いていないとしている。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当らない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 7 月 22 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、臨時教員として勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A 県教育委員会発行の辞令書のとおり、昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 31 日まで、B 市立 C 中学校に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の履歴書及び辞令書から、申立人が、昭和 51 年 4 月 1 日から同年 7 月 22 日まで、A 県教育庁 D 教育事務所管内の B 市立 C 中学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記辞令書から、申立人の採用期間は、当初は 2 か月 23 日間で、その後 28 日間延長されたことが確認できるところ、A 県教育庁 D 教育事務所は、「当時、当事務所では採用期間が 2 か月間から 3 か月間の比較的短い臨時職員については、厚生年金保険への加入手続をとらず、保険料控除も行っていなかった例が多かったようである。」と回答している。

また、A 県教育庁 D 教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 7 月 22 日までの期間に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が 77 人いることが確認できるが、それらの者の当該事業所における被保険者期間を確認したところ、i) 当初の採用期間は 5 か月間であったが、その途中で辞職したため被保険者期間が 3 か月間である者 1 人及び ii) 当初の採用期間は 3 年間であったが、1 か月後に共済組合に加入

したため被保険者期間が1か月間である者1人を除いて、いずれの者も被保険者期間が4か月間以上であることが確認できることから、これらの被保険者と申立人とでは、その採用期間が違うことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、A県教育庁D教育事務所は、採用期間が2か月から3か月と短期間の臨時職員については、厚生年金保険の加入対象者として取り扱っていなかったことが推認できる。

また、A県教育庁D教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。